

令和6年4月12日

都市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。本通知は、訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両に係る駐車許可について、

- ・「訪問診療等」には、訪問介護等の用務の車両も含まれていること
- ・緊急やむを得ない場合の申請

といった対応等に関して、周知が不足している点も見受けられるとして、更なる周知協力を依頼するものであり、別添日医通知の「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内」をご参照ください。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内

駐車許可の対象車両については、

- ・ 医師や看護師等の医療関係従事者が訪問診療や訪問看護等に使用する車両
- ・ 訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等に使用する車両
- ・ その他上記車両と同様に扱うべき車両

としており、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、訪問診療等の社会的な重要性が増加している実情等に鑑み、申請書類等についても手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

緊急やむを得ない場合等の申請等、詳細については、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。

※ 訪問入浴介護の従事車両は、車両の使用形態によっては、駐車許可ではなく、道路使用許可による対応となる場合があるので、管轄する都道府県警察本部又は警察署へお問い合わせください。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。